

令和3年4月臨時会
商工建設常任委員会会議録
令和3年4月15日

場 所 第5委員会室

令和3年4月15日(木曜日)

オールみやざき営業課長 吉田秀樹

午前10時48分開会

事務局職員出席者

会議に付託された議案等

政策調査課主幹 田辺幸信

議事課主任主事 牛ノ濱晋也

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めること
について

[令和3年度宮崎県一般会計
補正予算(第1号)]

○武田委員長 ただいまから、商工建設常任委
員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま
す。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

出席委員(8人)

委員長 武田浩一

副委員長 坂本康郎

委員 外山衛

委員 山下博三

委員 西村賢

委員 日高利夫

委員 田口雄二

委員 前屋敷恵美

○武田委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

午前10時50分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に、本委員会に付託されました議案等につ
いての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了
した後にお願いいたします。

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 横山浩文

商工観光労働部次長 丸山裕太郎

企業立地推進局長 山下弘

観光経済交流局長 横山直樹

商工政策課長 児玉浩明

経営金融支援室長 海野由憲

雇用労働政策課長 児玉洋一

観光推進課長 飯塚実

スポーツランド推進室長 中尾慶一郎

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でござ
います。

本日は、年度初めにもかかわらず御審議をい
ただき、誠にありがとうございます。座って説
明をさせていただきます。

お配りしております常任委員会資料、表紙の
下の目次を御覧ください。

本日は、補正予算の議案及び報告承認事項と
しまして、4月9日付で専決補正をさせていた
だきました予算について、御説明をさせていた
だきます。

1 ページを御覧ください。

こちらに、4月1日現在の幹部職員の記載をしております。本日は、議案等の説明に時間を有しますこと、また、関係課室長のみ出席をさせていただきますので、個別の紹介は省略をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

補正予算についてであります。議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」でございますが、これは、新型コロナのクラスターが発生をいたしました日向市の飲食店に営業時間の短縮要請が出ましたことを受けまして、時短営業を行う飲食店等と取引のある事業者などに支援金を支給するものでございます。

これによりまして、商工観光労働部の一般会計歳出は、表のとおり補正前の額549億7,241万7,000円に、補正額3,449万3,000円を増額しまして、補正後の額が550億691万円となります。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

報告承認事項、専決処分の承認についてでございます。

報告第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」でございますが、観光推進課の県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業、31億9,530万円を4月9日に専決処分をさせていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、苦しい状況が続いている観光事業者を支援するため、国庫支出金を活用して実施するものでございます。

事業内容につきまして、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○児玉商工政策課長 商工政策課でございます。よろしくお願いたします。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」について、御説明いたします。

お手元の令和3年度4月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、9ページをお開きください。

補正額は左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計3,449万3,000円の増額補正をお願いするものであります。補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり461億121万7,000円となります。

11ページをお開きください。

補正の内容であります(事項)地場企業振興対策事業費につきまして、説明欄の1、飲食関連事業者等緊急支援事業をお願いするものです。事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

飲食関連事業者等緊急支援事業でございます。

1の事業の目的・背景であります(事項)日向市の飲食店等に対し営業時間の短縮要請を行ったことに伴い、大きな影響を受ける飲食関連事業者等の事業継続を図るため、県において支援金を支給するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は3,449万3,000円をお願いしておりまして、対象となる事業者は、(5)の①のところですが、日向市の飲食店等への時短要請により直接的に大きな影響を受ける取引事業者や、日向市内で営業するタクシー事業者及び代行運転事業者で、本年4月の売上高が、前年または前々年同月比で50%以上減少している事業者を対象としております。事業者数は300者と想定しておりまして、1事業者当たり10万円を支給するものであります。

3の事業の効果ですが、特に厳しい環境に置かれた飲食関連事業者等を下支えすることにより、事業継続が図られるものと考えております。

商工政策課の説明は以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○西村委員 まさに私の地元、日向市のことで早急に対応していただいたことは、本当に感謝を申し上げます。少なくともなってきたものの、まだまだ影響というものが計り知れない部分がありますので、引き続きの御配慮をいただきたいと思っております。

この緊急支援事業についても、なかなか厳しい財源の中から10万円ということで、本当に気持ち伝わる程度というところもあると思っておりますが、やっぱりあるとないとは大きな違いがあると思っておりますので、非常に助かっております。

日向市の飲食店の時短要請で1日2万円の協力金がありましたけれども、あれはあくまで日向市内の飲食店ということで、今回の関連事業は日向市内の飲食店に納入していれば関係ないということですよ。

○児玉商工政策課長 西村委員のおっしゃるとおり、日向市内の飲食店と取引のある事業者であれば対象となります。

○西村委員 そこもありがたいことです。これは担当課ではないんですけれども、今日の知事の説明で、日向市のエリアを限った、国の蔓延防止対策の宮崎版だという説明もありました。そうしたときに、門川町や都農町といった日向市と隣接する地域は、やっぱりこぞって影響を受けておりますし、また、感染者も出ているわけなんです。そういうことを考えると、私自身は日向市だけでもありがたいんですけれども、その周辺地域も含めた対応、対策というのを商

工の方も常に考えながら行動していただけると、やっぱり人は動きますし、生活圏は一緒ですので、そこを絶えず考えていただきたいという要望でございます。よろしく申し上げます。

○前屋敷委員 宮崎県はずっと発生がなかった時期が多かったんですけど、ここにきて急に感染が拡大するという状況になって、今後を大変心配をしているところなんですけれども、特に日向市でクラスター的な状況になったりしておりますので、早い対策は本当に重要だと思います。

それで、今御説明があつて、1事業者当たり10万円で300者を予定されているということですが、この300者というのは、関連事業者も含めて300者ということですか。

○児玉商工政策課長 飲食店等につきましては、福祉保健部のほうで協力金ということで、500者程度だったと思います。それとは別に、そういった飲食店等と取引のある関連事業者——卸売事業者であったり、おしぼり関係の事業者であったり、あと、例えばタクシーとか代行運転、そういった方たちを約300者と想定しております。

○前屋敷委員 では、飲食店は直接的には福祉保健部のほうで500者、関連のところで300者ということですね。10万円という金額がどうかというのも一つありますけれども、やはり、従業員を抱えていらっしゃるところは、なかなかこれでは維持するのは大変なんですけれども、当座、これでしのいでいただいて、また状況も見ながらいろいろ施策が進められると思いますので、お願いしたいと思っております。

○坂本副委員長 1月の時短要請に対しての協力金の申請が3月末で支払われていると思うんですけれども、具体的にいうと綾町でそれに伴って業者の方、飲食店の方が申し込もうとしたと

きに、ちょうど年度末でかなり申請の期間が短くて、それで申請の締切りが終わった後に行ったときに、もう全く出せないという断られ方をしているという話をちょっとお聞きしたんです。

それで、一つは、ほかの事業にも関連するんですけれども、周知がやっぱり難しいという一面もあるのと、こういうコロナという事情もあるので、締切り期間というのは一応設定されていると思うんですけれども、ある程度幅を持たせて、そこに申込みをし忘れたとか、し損ねたという方に対しての緩和措置というのを考えていただきたいというのと、あと、3月の場合は、年度末に支払いを行わなければいけないという事情があって、それで、その緩和措置もちょっと取りづらいという町のほうからの説明を受けています。

今回、コロナ対策ということで、1.5か年度予算という触れ込みというか、15か月予算という考え方からすると、年度末で仕切られるというのに対しての不満の声がちょっと出ていましたので、その辺も今後、承知していただきたいなという要望でございます。

○児玉商工政策課長 副委員長が先ほどおっしゃられました3月までというところについては、多分、飲食店等に支給される協力金ではないかなと思っています。

協力金の関係については、福祉保健部のほうで対応していただいているところでありまして、福祉保健部によりますと、やはり国の交付金を使っている関係上、どうも3月末の締切りというところはお願いをせざるを得なかったような状況であったと聞いております。

私どものほうで支給いたします、1月と2月に影響を受けた事業者様に対する支援金につきましては、前回の議会におきまして繰越しをお

認めいただきまして、申請期間を5月31日までということで設定しておりまして、現在も随時対応しております。

しかしながら、実は支援金の支給状況につきましては、なかなか申請が伸びていない状況であります。商工会や商工会議所に申請書が上がってきて、それが私どものほうに回ってくるんですけれども、それが今300者ほどでございます。5月31日までが締切り期間でありますので、1、2月の影響を受けた事業者様に対する支援金につきましては、申請期限に間に合っていただくようにしっかり周知していきたいと考えております。

○武田委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、次に、専決処分された令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)について説明を求めます。

○飯塚観光推進課長 常任委員会資料、6ページをお開きください。

県内県民旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症により落ち込んでいる旅行需要を回復するため、国の地域観光事業支援を活用し、県民向けの県内宿泊等の割引支援を行うとともに、県内限定で使用できるクーポンを発行するものであります。

2の事業の概要ですが、補正額は31億9,530万円、財源は全額国費で、事業期間は今年度、事業主体は公益財団法人宮崎県観光協会でありまして、同協会への補助事業として実施いたします。

(5)の事業内容のうち、①の県内宿泊等割引であります。県民の県内宿泊等割引を実施

するもので、割引額は宿泊旅行の場合、1人泊当たり旅行代金の最大50%、上限は5,000円、日帰り旅行の場合も1人当たり同じ割引額となっております。

②の県内限定クーポン発行であります。宿泊等割引利用者に対し、県民が県内限定で利用可能なクーポンを発行するものです。クーポン額は、宿泊旅行の場合、1人泊当たり最大2,000円、日帰り旅行の場合も1人当たり同額です。

また、週末や連休の混雑を避ける分散型旅行を促進するため、平日、日曜日から金曜日の宿泊旅行、いわゆる日曜・祝日前泊以外につきましては、令和2年度繰越予算を活用し、1人当たり最大2,000円を上乗せし、合計4,000円になります。

3の事業効果ですが、宿泊業はもとより県内限定で利用可能なクーポンにより、地域の土産店や飲食店、地域交通機関など幅広い観光関連産業の事業回復につなげてまいります。

7ページを御覧ください。

当キャンペーンの実施に当たり、福祉部門と協議を重ね、県独自の事業の停止基準等を設けました。

今回の国の支援事業は、各都道府県の感染の状況が、国で定めた指標のステージ3以上であると都道府県知事が判断した場合、当該キャンペーンは国の支援対象外となります。よって、多くの県ではステージ3になるまでキャンペーンを継続することが予想されますが、本県の基準は、発生区域が感染警戒区域(オレンジ区域)になる可能性が高いと判断された場合、当該区域の新規予約を停止、また、オレンジ区域と判断された場合、当該区域のキャンペーンを停止いたします。

県警報レベルがレベル3(感染拡大緊急警報)

となった場合は、全県域を対象にキャンペーンを停止いたします。

このほか、隣県や全国の感染状況等を踏まえまして、総合的な判断によるキャンペーンの停止についても想定しております。

県民及び参加事業者に対しましては、少人数、分散、安全安心など、注意喚起を徹底いたします。

スケジュールにつきましては、現在、関係機関と調整中でありまして、販売期間や利用期間などについては、近日中に発表の予定としております。

県民の皆様へは、特に旅行中の会食における「みやざきモデル」の徹底をお願いしてまいります。

利用イメージにありますとおり、宿泊予約は、県内宿泊施設、県内旅行会社、インターネットでできます。

日帰り旅行は県内旅行会社での予約となります。

クーポンは、宿泊施設でのチェックイン時や旅行当日お渡しすることとしております。

以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○山下委員 これは専決ですから、それで事業計画を組んで市町村との連携とか観光業者との連携はもう進めておられるだろうと思うんですが、やっぱりちょっと心配なのが、第4波です。

昨年、G o T oを国のほうで進めた途端に第3波として全国的に広がって、それから沈静化というのが大変厳しい状況だったと思うんです。それで、これは県内版のG o T oだろうと思うんですが、経済を推進していくこと、経済に活気を与えることは大変大事なことで

すが、やっぱり心配なのが第4波の動きと変異ウイルスです。かなり感染力が強いということですので、やることも大事なんですが、いろんな人と話をすると、やっぱり変異というのは物すごく心配されているし、なかなか一步を踏み出せない、そのような状況もあるのかなという思いなんです。

事業の停止基準等も設けておられて、オレンジ圏域になった場合はすぐ停止したりとかあるんですが、非常に県民にも分かりづらいといった問題が出てくるのかなという思いなんです。

それで、ワクチンの供給がどうも見通しがまだ立たないということで、65歳までが6月いっぱいとか、6月に来て接種が7月になるのかな。そういうものもありながら、なかなか気分が乗っていかないと。これを推進していく中で、皆さん方もそうでしょうけれども、1か月近く感染者がいなかった時期だったら、こういうものに何とか乗っていこうという思いがあったんですが、途端にここでまた都城市が出て、日向市が出て、ちょっと不安な要素が広がってきたこと、それと変異株が恐ろしい勢いで広がっているということです。

これをやる上では、皆さん方もかなり慎重な気持ちで推進されるだろうと思うんですが、今の状況下で、連休を目前に控えていますから、どのようなスケジュールでやっていくのかをお聞かせいただくとありがたいと思います。

○横山商工観光労働部長 御心配はもう本当にごもつともだと思っております。

実は、この事業、国のほうのスキームが、Go Toが各県域を越えてというのがなかなかできない中で、県内での県民による旅行という形で、Go Toが動けるまでというような感じで作られた制度になっておりまして、今の

ところ5月末までということになっております。

私どもも、これを企画したときには、県内は非常に落ち着いていて、県内だけでも経済が回せるため、非常に重要だということですので取りかかろうと専決させていただいて、できるだけ早急にスタートしていこうと思っているところに日向市ということになりまして、今、状況を見ているという段階でございます。

日向市の件数も、かなり徹底したPCR検査がなされておりまして、変異株も今のところ6件ございますが、そこで止まってはいる感じで、まだちょっと今の状況を見ているところです。一方では、申し上げたとおり、5月末が一応期限となっており、延期も十分可能性はあると思っただけなんですけれども、だんだん期間が短くなっているということ、それとゴールデンウィークがやってまいります。ですから、アクセルを踏むのは相当慎重にやっていかないといけないんですけれども、まずせめて県内だけでもということで徐々に動かしていかないと、観光関連事業者の方々がなかなかもたないという状況でございます。

それでこの停止条件を福祉保健部ともしっかり調整をいたしまして、こういう条件でしっかり県民の方々の周知も徹底しながら、慎重にといいたいまいしょうか、少しずつ経済を回していく形でやっていきたいと思っております、スケジュール感につきましては、できるだけ連休前の早い時期にやれないかなということで、今、最終の調整をやっているところでございます。

○山下委員 この事業をやっていく、もつともアクセルを踏んでいくことは、部長も悩ましい判断をしていかないといけないだろうと思うんですが、私は都城市ですから、都城市のホテル業界を見たときにも、もう今、ほとんど限界で、

宿泊客もいないし、ホテル業界の人手もいない。急に皆さんが県内の旅行をやるときに、ホテル業界ともしっかりとスキームをつくっていかないと、受入れ体制がまずくても混乱のもとになるわけです。

非常に悩ましい事業推進になっていくだろうなという思いなんです、せめて皆さん方の気持ちがこの事業が出てありがたいなど、その雰囲気というのに非常に私も期待を持っているものですから、これを推進していく上では、慎重を期してやっぱりやっていってほしいなど、その思いであります。

○前屋敷委員 専決された件ですけれども、確かに県内の状況を見ますと、地域の経済も回さないといかんというようなことで、特に宿泊業の皆さん方のところの大変な状況はもう十分に分かります。でも、今、言われたように、宮崎県内では一旦落ち着いた中で出そうという計画だったようなんですけれども、今ちょっとその状況が変わってきたということもあって、今後のスケジュール、計画、大変悩ましいところだというふうに察しているところなんです。

今日の知事の説明の中でも、県外からの感染リスクに最大限警戒をしつつという表現があったんですけれども、間に連休が入ってくるということもあって、県外からのそういうリスクというのを想像するに、とってもしっかりいだろうと思います。県外はなるべく越えないようにとか、各県それぞれ対策は打っておられるんでしょうけれども、しかし、ストップというわけではないので、やはり宮崎県内での発生も県外からの方との接触だというようなことを聞いているので、そこのところが非常に難しいことだなと思うんです。

ですから、やり方としては、県内だけの旅行

で回すということも考え方としては必要な対策かも知れないんですけども、ここは我慢をするという部分で、そういう大変な業者の皆さんのところに、ほかの手だてで何か支援をこの予算で打てないかも含めて、この事業で県内で蔓延させないための対策も一方では考えていく必要があるんじゃないかと思います。

専決をしたからもうこの計画でいくんだという固定的な考え方じゃなくて、もう少しいろいろ幅を広げた対策や予算の使い方も視野に入れることが今は大事なかなと思っていますので、慎重に慎重を期してほしいと思うところです。

○横山商工観光労働部長 しっかり慎重に対応してまいりたいと思っております。

今、実は内々では観光協会でありますとか、関連の事業者さんと調整はしているんですけれども、非常に苦しい中で、こういう県内に限った割引キャンペーンというものには非常に期待が大きいと肌で感じております。一方では、これが感染拡大の原因になったということになりますと、本末転倒でございますので、そこはしっかり慎重にやっていきたいと思っております。

この停止基準のスキームも、国はオレンジになったら停止ということが基準になっておりますが、さらにそれを厳しくしまして、福祉保健部としっかり連携しながら、オレンジになりそうなどという状況やこれはちょっと怪しいぞということになりましたら、新規を止めるというようなことも考えておまして、慎重に進めてまいりたいと思います。

○西村委員 確認です。今、日向・東臼杵圏域が赤地域ということで、4月30日まで発令されている状況の中で、当然、今、新規は停止ということなんです、5月1日からゴールデンウィークに入ってくる中で、今は当然新規予約停止

だから駄目ということが続いて行って、これが4月30日で解除されない場合は、逆に言えばこの恩恵にあずかれないようなイメージなんですか。

○飯塚観光推進課長 オレンジ区域は市町村ごとに指定をしますので、例えば日向市がオレンジ区域である間は、旅行を止めることはできませんが、このキャンペーンの適用して日向市の宿泊施設に泊まれませんとか、日向市の住民の方がこのキャンペーンを利用することはできないという取扱いにしております。それが黄色になりましたらキャンペーンが利用できるようになるということでございます。

○西村委員 ということは、私は利用できないということなんですか。

○飯塚観光推進課長 日向市に住所があられる方は、黄色になるまではキャンペーンが使えないということになります。

○西村委員 このキャンペーン自体の周知度もそうなんでしょうけれど、私のような感覚の人もしらっしゃると思いますし、場合によっては宿泊業者というのが非常にこういうのを心待ちにしておって、何とかしてこのキャンペーンを利用して集客をしたいという方もいらっしゃると思うんです。そういったときの宿泊業者に対しては自己責任というような感じなんですか。何かチェック体制はあるんでしょうか。

○飯塚観光推進課長 観光協会を通じまして、観光関連団体、ホテル旅館組合等に、今申しましたルールの徹底はしていきたいと考えておりますし、住民の方々にも、しっかりそういう制度設計だということが分かるような周知を図っていきたいと考えております。

○外山委員 一点だけ。今の関連ですけれども、西村委員は日向市に在住だけれども、延岡市に

泊まったら該当するわけね。(「駄目」と呼ぶ者あり)結局、居住区、住んでいる人は駄目ということか。(「そうです」と呼ぶ者あり)そういうことね。その区域内のホテルだけじゃなくて、そこに住まいがある方は該当しないということ。

○飯塚観光推進課長 国の判断基準がレベル3、これは県全域が赤になるかならないかなので、こんな議論はないんですけども、本県の場合は少しでも回したい、でも、感染を増やしたくないということで、申し訳ございませんが、黄色でない地域の方は行けないし、受けられないとさせていただきます。

○武田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午後0時58分再開

○武田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時2分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上をもって、委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時2分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一